

テレビ松本でんき

テレビ松本でんき 重要事項説明書・各種規約綴り

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン

2025年5月1日改定版

テレビ松本でんき 重要事項説明書 テレビ松本でんきサービスご利用にあたって

本書面ならびにこれと一体のものとして交付するテレビ松本でんき申込書控えの内容を十分お読みください。

□電気事業法第2条の13および14に基づき、でんきサービスの利用に関する契約の締結前に行われる供給条件の説明ならびに契約の締結前および締結後に行われる書面の交付が、電子メールの送信またはインターネット等を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。

個別条件書（テレビ松本でんき）

2023年2月現在

□この個別条件書（テレビ松本でんき）（以下、本書面という）は、auエネルギー&ライフ株式会社（以下、当社という）が「でんきサービスのご利用にあたって（中部電力エリア専用）」（以下「重要事項説明」という）に定めるでんきサービスの提供条件と一体のものとして、テレビ松本でんき（テレビ松本でんき提供条件に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。）（以下、本サービスという）の提供に関する条件を定めるものです。

□お申し込み・ご利用いただく前に、以下をご確認ください。

- ・お客さまにご契約いただくサービスには以下のサイトに掲載する定型約款・利用規約が適用されます。
auエネルギー&ライフ株式会社が定める重要事項説明・でんき契約約款：<http://www.jcom.co.jp/catv-service/wl-denki/tvm/>
- ・株式会社テレビ松本ケーブルビジョンが定める「テレビ松本でんき利用規約」「でんき割引規約」：<https://www.tvm.ne.jp/denki/>
- ・ご契約になる内容を十分にご理解いただいたうえで、お申し込み・ご利用ください。
- ・本書面は本サービス固有の内容について定めているため、本書面以外の注意事項については重要事項説明を必ずご確認ください。

1. 重要事項説明における用語について

□重要事項説明において用いる用語は、テレビ松本でんきのご利用について以下の意義を有するものとします。

個別条件書	本書面
販売委託先	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
でんきサービス料金表	当社の別途定める料金表（テレビ松本でんき）
でんきサービス提供条件	テレビ松本でんき提供条件
でんきサービス	テレビ松本でんき

2. 特典について

□株式会社テレビ松本ケーブルビジョンが定める「でんき割引規約」に記載の対象サービスと本サービスを同時に利用することで、でんき割が適用されます。

□でんき割により、電気料金請求発生月に電気料金と対象サービス料金の合計額から、本サービスの基本料金と電力量料金の合計額に以下の割引率を乗じた額を割引きます。なお、割引額に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。また、割引額は対象サービスの利用料金が上限となります。

基本料金および電力量料金の合計額	割引率
8,000円（税込8,800円）未満	1 %
8,000円（税込8,800円）以上	2 %

<対象サービス>

テレビサービス（ひかりサービス・同軸サービスの全コース※）または、インターネットサービス（ひかりサービス・同軸サービスの全コース）※ただし集合住宅のSTBのみの契約は除く。

3. 電気料金のご請求タイミング

□電気料金は、原則、ご利用月の2ヶ月後に請求いたします。ただし、一般送配電事業者の検針スケジュールやその他の都合により、3ヶ月後のご請求となる場合があります（それ以降、3ヶ月後のご請求となります）。

4. 個人情報の取扱いについて

□個人情報の取扱いについて（当社）

①当社は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気事業法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。詳細は、auエネルギー&ライフ プライバシーポリシー（<http://kddi-l.jp/X96>）をご参照ください。

②本サービスのご利用にあたり、申し込み内容その他ご提供いただいた情報、サービスの利用内容等を以下の利用目的に活用することを事前にご了解ください。

●マーケティング活動における利用

●当社の新サービスや、本サービスおよび当社の他サービスの有益な情報の提供

③当社は以下の利用目的のため、お客さまの情報を株式会社テレビ松本ケーブルビジョンに提供することがあります。

<利用目的>

（１）株式会社テレビ松本ケーブルビジョンにおける本サービスのご利用料金の請求およびご利用状況に応じた特典提供業務

（２）株式会社テレビ松本ケーブルビジョンにおける本サービスに関するお問い合わせへの対応

<提供する情報>

（１）お客さまの氏名、住所、電話番号

（２）お客さまの本サービスの申し込みを当社にて受け付けた日、本サービスのご利用開始日、本サービスの変更日、本サービスの廃止日、その他本サービスの申し込み内容、本サービスに関するお客さまの識別番号、本サービスのご利用状況

□個人情報の取扱いについて（株式会社テレビ松本ケーブルビジョン）

株式会社テレビ松本ケーブルビジョンが適法かつ公正な手段により取得した個人情報は、株式会社テレビ松本ケーブルビジョンが定める個人情報保護方針に従って適正に取り扱うものとします。個人情報保護方針：<https://www.tvm.ne.jp/privacy/>

でんきサービスのご利用にあたって 中部電力エリア専用

2023年2月現在

□この「でんきサービスのご利用にあたって」は、auエネルギー&ライフ株式会社（以下、当社という）が別途定める個別条件書（以下、個別条件書という）と一体のものとして、個別条件書に定めるでんきサービスの提供に関する条件を定めるものです。

お申し込み・ご利用いただく前に、以下をご確認ください。

ご契約になる内容を十分にご理解いただいたうえで、お申し込み・ご利用ください。

1. ご契約に関するご注意

□小売電気事業者、販売委託先は、以下の通りです。

小売電気事業者：auエネルギー&ライフ株式会社（登録番号：A0077）（住所）東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー

販売委託先：個別条件書に定める販売委託先

□あらかじめ「でんき契約約款」、個別条件書に定める「でんきサービス料金表」、個別条件書に定める「でんきサービス提供条件」ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下、当該一般送配電事業者等という）が別に定める「託送供給等約款」等を承認のうえ、当社所定の様式によってお申し込みをさせていただきます。ただし、当社が認める場合には電話等によるお申し込みを受付することがあります。

□個別条件書に定めるでんきサービス（以下、本サービスという）のご利用料金その他の債務について、お客さまがケーブルテレビ会社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

□お客さまと当社、ケーブルテレビ会社またはJCOM株式会社（以下、JCOMという）とのご契約（電気以外のサービスおよび既に消滅しているものを含みます）において、ケーブルテレビ会社の定める期日を経過してなお支払われていない料金がある場合は、本サービスのご契約をお断りする場合があります。

□当社にて本サービスへの切替準備が完了した日のご契約成立日となります。具体的なご契約成立日は、「でんきサービスご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。

□当社にて、小売電気事業者の切替手続きを行います。（お客さま自身による現在ご契約中の小売電気事業者への解約手続きは不要です。）

□お申し込みを撤回される場合、当社またはケーブルテレビ会社まで必ずご連絡ください。お申し込みの撤回手続きが間に合わない場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客さま自ら元の小売電気事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要がございます。この場合、当社への切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、ケーブルテレビ会社にお支払いいただきます。

□お申し込み前に、現在ご契約の小売電気事業者の解約に伴う不利益事項をご確認ください。

例えば以下のような不利益事項が考えられますので、現在ご契約の小売電気事業者にご確認ください。

①違約金の発生（複数年契約等の場合） ②ポイント等の失効 ③継続利用期間割引に適用される継続利用期間のクリア

④過去の電力使用量に関する照会不可 ⑤現小売電気事業者による検針票の提供終了

□2022年11月ご利用分から、電気料金に含まれる燃料費調整額の上限金額を廃止しました。現在上限金額がある電力料金プランをご利用の場合、切替により電気料金が高くなる場合があります。その他、ご契約内容によっては、切替前の電気料金より高くなる場合があります。

□ご利用開始日（料金の適用開始日）は、切替申請日から起算して、原則5営業日に2暦日を加えた日以降の最初の検針日となります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合は、原則10営業日に2暦日を加えた日以降の最初の検針日です。なお、具体的なご利用開始日は、別途郵送される「でんきサービスご利用開始のご案内」にてお客さまにお知らせいたします。

※「切替申請日」とは、当社が電力広域的運営推進機関に対して小売電気事業者の切替を申請した日であり、原則受付の翌日となります。

※当社が設定したご利用開始日までにスマートメーターへの取替工事が完了しない場合、アナログメーターのまま本サービスのご利用が開始されます。

- お客さまの「ご契約種別」「供給設備の状況」等によりサービス提供ができない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- お引越し先で本サービスをご利用される場合、ご利用開始日（料金の適用開始日）は、電気の使用を開始した日となります。お申し込み手続きが使用開始日の翌日以降になった場合でも、使用開始日に遡ってご契約いただきます。
- 本サービスエリア外にお引越しの場合、本サービスは解約となります。

2. ご利用料金に関するご注意

- 電気料金は、当該一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき、「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」にて計算します。なお、電気料金の算定期間は、毎月1日から月末日までです。
- 料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合、日割計算をいたします。
- 本サービスへの切替申し込みと同時に、ご契約アンペア・ご契約容量を変更することはできません。
- ご契約アンペア・ご契約容量を変更した場合、変更日から1年以内にアンペア数・契約容量を減少させることはできません。季節に応じた上げ下げはできませんので、あらかじめご了承ください。
- お引越し先でのご利用の場合、ご契約アンペア・ご契約容量は、お引越し先物件の既設ブレーカー等の容量でご契約いただきます。
- 電気メーターの故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。
- 本サービスのお申し込みに伴う手続きおよび電気メーター取替工事に関しては、お客さまの費用負担はありません。

3. 請求に関するご注意

- 本サービスのご利用料金はケーブルテレビ会社から請求させていただきます。請求書の発行時期、電気料金のお支払い方法等については、ケーブルテレビ会社の定めるところによります。
- 当社は、お客さまが電気を不正に使用し電気料金の支払いを免れた場合、支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として、お客さまに請求させていただきますことがあります。
- 「でんき契約約款」に基づき、電気の使用の開始（本サービスお申し込みに伴う電気メーター取替工事を除きます。）、お客さまの都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その際は、ケーブルテレビ会社もしくは当該一般送配電事業者により費用を請求させていただくことがあります。※契約電流または契約容量を新たに設定した日から1年以内に契約電流もしくは契約容量を減少させた場合、当社が当該一般送配電事業者から請求された精算金をケーブルテレビ会社からお客さまに請求させていただく場合があります。

4. My au・でんきアプリに関するご注意

- 使用電力量およびご請求金額は、でんきアプリ/Webサービスにてご確認ください。ログインにはau IDを利用します。その際のIDおよびパスワードは、「でんきサービスご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。ご利用にはKDDI株式会社が定めるID利用規約への同意が必要です。
- でんきアプリ/Webサービスでは、本サービスのご利用開始日の翌日以降から、日々の使用電力量等をご確認いただけます。ただし、スマートメーターの通信環境等により、データが欠損する場合があります。実際の使用量、料金と異なる場合がございます。なお、お客さまに請求する料金に関しては、電力会社から別途提供される使用電力量を元に正しく請求が行われます。また、スマートメーターへの取替工事遅延等により、アナログメーターのままサービス提供が行われている期間は、「実績確認」「電気料金予測」「分析」「アドバイス」等の機能がご利用いただけません。

5. 工事などに関するご注意

- お客さま宅の電気メーターがアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取替える必要があります。本取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は当該一般送配電事業者にて行います。その際、原則事前に当該一般送配電事業者よりご連絡をさせていただきますので、ご家族の皆さまにもお伝えいただけますようお願い申し上げます。また、工事連絡時に本サービスのお申し込みに伴う工事であることは原則告げられませんのでご承知おきください。
- 本取替工事の際、お客さまの工事立ち会いの必要はありません。また、数分から数十分程度の停電を伴う場合があります。
- 当該一般送配電事業者または当該一般送配電事業者が委託した事業者が、法令で定められている調査や検針時等に、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- 当該一般送配電事業者の電気工作物（電気の引込線や電気メーター等）やお客さまの電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、すみやかにお客さまより当該一般送配電事業者にご連絡をお願いします。

6. 電気の供給停止について

- お客さまが次のいずれかに該当し、当社もしくは当該一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は電気の供給を停止することがあります。
 - ①お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ④その他、当社が定める「でんき契約約款」、「でんきサービス料金表」、各当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容に反した場合

7. 当社からのご契約の解約について

- 支払い期日までに電気料金の支払いが無い場合、ご契約を解約させていただく場合があります。解約に伴い無契約状態になると、当該一般送配電事業者により電気の供給が停止される場合があります。
- 当社、ケーブルテレビ会社またはJCOMのご利用料金が支払い期日を過ぎてなお支払われていないことが判明した場合には、その理由により本サービスの契約が解約される場合があります。
- お客さまが電気の廃止期日の通知をせず電気のご契約場所から引越し、電気を使用していないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日に、本サービスの契約は消滅するものといたします。
- 本サービスの契約期間中に発生した料金その他の債権債務は、契約を解約した場合でも消滅しません。

8. お客さまからのご契約の解約について

□お客さまのお引越し等に伴い本サービスの契約を解約される場合、事前に電気の使用停止日を定めて、解約のお申し出をケーブルテレビ会社にご連絡いただくことで、本サービスの契約を解約することができます。他の小売電気事業者への切替に伴う本サービスの解約の場合には、当社またはケーブルテレビ会社にご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。

9. 個人情報の取扱いについて

- 当社は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気事業法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。詳細は、auエネルギー&ライフ プライバシーポリシー（<http://kddi-l.jp/X96>）をご参照ください。
- 本サービスのご利用にあたり、申し込み内容その他ご提供いただいた情報、サービスの利用内容等を以下の利用目的に活用することを事前にご了解ください。
- マーケティング活動における利用
 - 当社の新サービスや、本サービスおよび当社の他サービスの有益な情報の提供
 - 電力広域的運営推進機関に対する、電気の切替手続き

10. その他

- ご契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までとします。（年度は、4月1日から翌年3月31日をいいます。）お客さまと当社のいずれかが、変更または廃止の申し入れを行わない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。なお、最新のご契約についてはでんきアプリ/Webサービスにてご確認ください。
- 本サービスご利用料金やサービスを変更する場合はあらかじめお客さまへお知らせします。
- 当社は、「でんき契約約款」、「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」、各種説明書、各種案内等（これらの変更も含まれます）は、書面の交付（郵送）に代え、ホームページ、メール等の電子的媒体により、お客さまにお知らせすることを可能とします。また、「でんき契約約款」、「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがあります。
- 供給電圧は、「低圧100V/200V」です。周波数は当該一般送配電事業者の供給条件により、50Hzまたは60Hzです。
- お客さまが故意または過失によって、電気ご使用場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物等の設備を損傷・亡失した場合には、その設備について修理費等を賠償していただきます。
- 当社の責めとならない理由によってお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。
- この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、JCOMホームページ等より「でんき契約約款」、「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」をご覧ください。

クーリングオフ

□お客さまが、本サービスを訪問販売もしくは電話勧誘販売でお申し込み（契約）された場合、一体のものとして交付された、本書面、個別条件書およびでんきサービス申込書控えを受領された日から8日を経過するまでは、書面またはホームページ等からご申告いただくことにより無条件で申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うことができます。

この場合お客さまは、①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、すみやかにその金額の返還を受けることができます。④権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払いを請求されることはありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。⑥上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者からクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面またはホームページ等からご申告いただくことによりクーリングオフすることができます。

【書面の宛先・ご申告先】 お申し込みのケーブルテレビ会社

【必要記載事項】 でんきサービス名、お申込日、ご契約者名、ご住所、ご連絡先電話番号、お申し込みされたケーブルテレビ会社、クーリングオフを行う旨

■事業者の名称、所在地、代表者の氏名

au エネルギー&ライフ株式会社 東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー 代表取締役社長 梶川 秀樹

■販売委託先 お申し込みのケーブルテレビ会社

ご利用料金の計算方法

□ご利用料金は以下の方法で計算されます。

①基本料金	②電力量料金	③燃料費調整額（注1）	④再生可能エネルギー 発電促進賦課金（注2）
ご契約アンペア・ご契約容量 によって決定します。	ご使用量 × 料金単価	ご使用量 × 燃料費調整単価	ご使用量 × 再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価

（注1）電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、ご使用量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求いたします。

（注2）再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客さまからご使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算します。

料金表

単位：円・税抜 ※（）内は税込参考単価

でんきMプラン（中部）

区分	単位	中部（注3） 中部電力ミライズ従量電灯B相当
基本料金	10A	291.94円（321.13円）
	15A	437.91円（481.70円）
	20A	583.89円（642.27円）
	30A	875.83円（963.41円）
	40A	1,167.78円（1,284.55円）
	50A	1,459.72円（1,605.69円）
	60A	1,751.67円（1,926.83円）
電力量 料金	最初の120kWhまで	19.27円（21.19円）
	120kWh超過300kWhまで	23.33円（25.66円）
	300kWh超過分	26.01円（28.61円）
最低月額料金（注4）		1契約 251.90円（277.09円）

でんきLプラン（中部）

区分	単位	中部（注3） 中部電力ミライズ従量電灯C相当
1キロボルトアンペアあたりの基本料金		1kVA 291.94円（321.13円）
電力量 料金	最初の120kWhまで	19.27円（21.19円）
	120kWh超過300kWhまで	23.33円（25.66円）
	300kWh超過分	26.01円（28.61円）

（注3）実際のご請求額は個々の税抜額の合計から税額を算出するため、個々の税込額の合計とは異なります。

（注4）基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、その月の料金は、最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計となります。

計算例 例）でんきMプラン（中部） ご契約アンペア：40A 1ヶ月のご使用量：350kWh

基本料金	①	1,167.78円[ご契約]アンペア=40Aの場合
電力量料金	②	最初の120kWhまで 2,312.40円=19.27円×120kWh
	③	120kWh超過300kWhまで 4,199.40円=23.33円×180kWh
	④	300kWh超過分 1,300.50円=26.01円×50kWh
小計	⑤	8,980円=①+②+③+④（円位未満切捨て）
燃料費調整額	⑥	189円=0.54円×350kWh（円位未満四捨五入） [燃料費調整単価（税抜）=0.54円/kWhの場合]
再生可能エネルギー 発電促進賦課金	⑦	1,393円=3.98円×350kWh（円位未満切捨て） [再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込）=3.49円/kWhの場合]
消費税等相当額	⑧	916円=（⑤+⑥）×0.10（円位未満切捨て）
ご請求額	⑨	11,478円=⑤+⑥+⑦+⑧

料金表・計算例については、auEL のホームページを参照願います。 auEL ホームページ（<http://kddi-l.jp/jls>）

□上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定める「でんき契約約款」、「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」等によります。

□「でんき契約約款」、「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」を変更する場合は、あらかじめお客さまに変更内容をお知らせします。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の「でんき契約約款」、「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」によります。

各種お問い合わせ先

【サービス・料金・請求のお問合せ】株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
0120-40-1008 / 0263-35-1008（9:00～17:30平日 / 17:00土日祝日）<https://www.tvm.ne.jp/>

【停電のお問合せ】中部電力パワーグリッド株式会社
0120-985-232（年中無休）

【au IDのお問合せ】KDDIお客さまセンター（でんき）
0120-925-881（9:00～20:00年中無休）

【小売電気事業者】auエネルギー＆ライフ株式会社（登録番号：A0077）
東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー 代表取締役社長 梶川秀樹

【販売委託先】株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
〒390-0221 長野県松本市里山辺3044-1

テレビ松本でんき利用規約

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン（以下「テレビ松本」という。）と、auエネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」という。）のテレビ松本でんき（以下「本サービス」という。）の提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる規定は以下の条項によるものとします。

第1条（利用規約の適用）

1. テレビ松本は、auELが定める「でんき契約約款」（以下「約款」という。）の規定によりテレビ松本に譲り渡されたauELの債権（以下、「電気料金」という。）の請求等を、テレビ松本の定める「テレビ松本でんき利用規約」（以下「本規約」という。）により行うものとします。
2. 本規約の規定が約款の規定と矛盾または抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
3. テレビ松本は、本規約を改定することがあります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本規約によるものとします。

第2条（用語）

1. 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条（加入申し込みの承諾）

1. 本サービスを利用しようとする者は、下記に定める文書を承諾のうえテレビ松本が別途指定する方法によりお申し込みを行い、auELがこれを承諾したときに契約が成立するものとします。
 - ①でんき契約約款
 - ②テレビ松本でんき重要事項説明書
 - ③本規約
2. テレビ松本は、前項に基づくお申し込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. テレビ松本は、テレビ松本が指定する以下のサービス（以下「対象サービス」という。）のいずれかを、申し込み者が契約している場合、お申し込みを承諾します。
 - ・テレビサービス（ひかりサービス・同軸サービスの全コース）ただし、集合住宅のSTBのみ契約は除く。
 - ・インターネットサービス（ひかりサービス・同軸サービスの全コース）※ただし、当社が別に定めるサービスがある場合は、割引対象を追加、または変更することがあります。
4. テレビ松本は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、お申し込みを承諾しないことがあります。
 - ①お申し込みにあたり、加入者が虚偽の内容をテレビ松本に申告した場合、またはそのおそれがある場合。
 - ②加入者が、本サービスまたはテレビ松本から請求している他サービスの料金の支払いを現に怠った場合、またはそのおそれがある場合。
 - ③過去に、加入者の責めに帰すべき事由により本サービスの提供を受けるための契約（以下「利用契約」という。）が解除、または加入者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
 - ④その他、法令、電気需給状況、供給設備の状況その他によってやむを得ない場合、利用契約のお申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第4条（auIDの提供）

1. でんきアプリ/でんきWEBサービスのご利用には、KDDI株式会社が提供する「auID」が必要となります。
2. 加入者は、本サービスのお申し込みにあたって、KDDI株式会社が別に定める「ID利用規約」に同意していただきます。

第5条（auELに係る債権の譲渡等）

1. 加入者は、テレビ松本が電気料金を請求することを承認するものとします。この場合、テレビ松本およびauELは、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第6条（請求と支払い等）

1. 加入者は、テレビ松本が定める期日までに指定する方法で支払いを行なうものとします。
2. 加入者は、テレビ松本が電気料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認するものとします。
3. 加入者は、電気料金について支払い期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払い日までの日数について年14.5%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします）の割合で計算して得た額を延滞利息としてテレビ松本が定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
4. はがきによる料金請求明細の郵送を希望される方は、発行手数料110円/月（税込）でお送りいたします。また、無料のでんきアプリ/Webサービスにてご確認いただけます。

第7条（利用契約の終了）

1. テレビ松本は、加入者が本規約（本規約において準用している規定を含みます。）に違反したときは、auELに通知します。その場合auELは催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。
2. 加入者が解約しようとするときは、あらかじめ、テレビ松本が別途定める方法により、テレビ松本にご連絡ください。他の小売電気事業者への切り替えに伴う本サービスの解約の場合には、テレビ松本にご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。
3. 加入者が対象サービスに係る契約を終了した場合、利用契約は解除となります。
4. 加入者が本サービスの提供エリア外にお引越しの場合、または、エリア内であっても、本サービスが提供できない場合には、利用契約は解除となります。
5. 上記各項により、解除もしくは解約となった場合、でんき割も解除となります。

6. 電気料金のお支払いが1回でも延滞となった場合や、テレビ松本が定める支払い期日までに、既存サービスの料金のお支払いが無い場合は本サービスを強制的に終了させて頂きます。ただし、延滞理由が加入者に責がない場合はこの限りではありません。
7. 強制的に終了となった加入者から清算完了後に再契約の申し出があった場合、テレビ松本は再契約をお断りすることがございます。

第8条（auELへの通知）

1. 加入者は、テレビ松本が定める支払い期日までに、テレビ松本の既存サービスの料金の支払いが無い場合、auELに通知することを了承するものとします。

第9条（他の小売電気事業者への通知）

1. 約款に定める供給条件によって支払いを要することとなった料金およびその他の債務について、本サービスの契約終了後も、現に料金およびその他の債務の支払いがない場合、テレビ松本は加入者の個人情報をauELへ通知します。また、auELは、その情報を他小売電気事業者に通知することがあります。

第10条（利用契約に係る契約者情報の利用）

1. テレビ松本は、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、利用契約のお申し込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求その他本規約に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報等の取り扱いは、テレビ松本が別に定める「個人情報保護方針」に定めます。

第11条（協議、管轄裁判所）

1. 本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。
2. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、テレビ松本の提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、テレビ松本の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則

1. テレビ松本は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. 本規約は2023年2月22日より施行します。

でんき割利用規約

第1条（本規約の適用）

1. 株式会社テレビ松本ケーブルビジョン（以下「テレビ松本」という。）は、このでんき割利用規約（以下「本規約」という。）に基づき、でんき割（以下「本割引」という。）を提供します。
2. テレビ松本は、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約をテレビ松本の指定するWEBサイトに掲載することにより行います。
3. 本規約本文のほか、テレビ松本が定める本割引に関する諸規程（テレビ松本が別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」という。）は、本規約の一部を構成するものとします。
4. 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第2条（本割引の概要）

1. 本割引は、auエネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」という。）が提供するテレビ松本でんきおよび、本規約第4条で定める対象サービスを組み合わせて利用する場合に、本規約に定めるところにより、料金に応じた割引を行うテレビ松本提供のサービスです。

第3条（申し込み）

1. 本割引の適用を希望する者（以下「申し込み者」という。）は、本規約を承諾の上、テレビ松本が別に定めるところによりテレビ松本に申し込みを行うものとします。

第4条（契約の成立）

1. テレビ松本は、前条の申し込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、これを承諾するものとし、係る承諾の日において、テレビ松本と申し込み者との間で本割引の適用を受けるための契約（以下「本件契約」という。）が成立するものとします。
 - （1）申し込み者が、テレビ松本でんきに係る契約（以下「でんき契約」という。）を締結していること。また、でんき契約の申し込みを行っていること（その申し込みが承諾されない場合を除きます。）。
 - （2）テレビ松本が指定する以下のサービス（以下「対象サービス」という。）のいずれかを、申し込み者が契約していること。
 - ・ テレビサービス（地デジコース・ベーシックコース・ワイドコース）ただし、集合住宅のSTBのみ契約は除く。
 - ・ インターネットサービス（ひかりサービス・同軸サービスの全コース）※ただし、当社が別に定めるサービスがある場合は、割引対象を追加または変更することがあります。
 - （3）前号で指定された対象サービスが、次の各号に定める条件の全てを満たしていること。
 - ア. 本件契約の申し込みの時点で、その対象サービスについて、現にサービスの提供を受けていること。
 - イ. その対象サービスの契約者が、テレビ松本でんき申し込み者と同一であるか、申し込み者と同一の住所に居住するその家族（テレビ松本所定の基準を満たすものに限りま。）であること。
 - ウ. 電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
 - エ. 対象サービスとセットで利用し、利用料金を月ごとにお支払いされていること。
2. 前項の規定にかかわらず、テレビ松本は、業務遂行上支障があるときまたはその他テレビ松本が不適当と判断したときは、前条に基づく申し込み者の申し込みを承諾しないものとします。

第5条（でんき割）

- 1. テレビ松本は、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申し込み者（以下「本件契約者」という。）の契約するテレビ松本でんきおよび対象サービスに係る請求料金（以下「本件請求料金」という。）に応じ、次項の定めに従って算出した金額（以下「割引額」という。）を、本件請求料金から割引きます。ただし、割引額は、お客様がお支払い頂く、テレビ、インターネットのいずれかの利用料金を上限とする。
- 2. テレビ松本は、auELがでんき契約約款で定める料金の算定期間における本件電気料金のうち、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、「本件対象額」という。）に下表の割引率を乗じた額を割引きます。なお、該当算出に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

本件対象額	割引率
8,000円（税込8,800円）未満	1 %
8,000円（税込8,800円）以上	2 %

第6条（対象サービスの変更）

- 1. 本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、テレビ松本が別に定める方法でテレビ松本に申し出るものとします。
- 2. 本件契約者は、前項の申し出において、第4条（2）に定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとします。

第7条（本件契約の終了）

- 1. 本件契約者は、テレビ松本が別に定める方法でテレビ松本に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。
- 2. 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。
 - （1）本件契約者に係るテレビ松本でんき契約が終了したとき。
 - （2）対象サービスに係る契約が終了したとき。
 - （3）本件契約者に係るテレビ松本でんき契約の名義変更等により、第4条第1項第3号イに定める条件を満たさなくなったとき。

第8条（権利義務の譲渡禁止）

- 1. 本件契約者は、本件契約に係る権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第9条（顧客情報の取扱い）

- 1. テレビ松本は、本割引の提供に関して取得した申し込み者、本件契約者および対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、テレビ松本が別に公開する個人情報保護方針に従って取り扱います。

第10条（合意管轄）

- 1. 本割引に係る紛争については、テレビ松本の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条（本割引に関する疑義等）

- 1. 本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、または本規約に定めがない事項が生じた場合は、テレビ松本が決定する内容に従って処理するものとし、申し込み者および本件契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。

附 則

- 1. テレビ松本は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
- 2. 本規約は2023年2月22日より施行します。